

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		令和5年9月21日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）					
城陽市寺田東ノ口16番地、17番地		城陽市長 奥田 敏晴					
		電話番号：0774-56-4061					
主たる業種	地方公共団体	細分類番号	9 8 2 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	別添城陽市環境マネジメントシステムマニュアル2ページの「環境方針」のとおり						
計画を推進するための体制	別添「J-EMSマニュアル」4ページの「環境推進組織図」のとおり						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	6,076.8 トン	5,721.5 トン	5,853.8 トン	5,711.9 トン	-5.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	6,130.4 トン	5,721.5 トン	5,853.8 トン	5,711.9 トン	-6.0 パーセント	
目標の根拠		京都府の部門別削減目標値（業務部門6%）から目標を算定					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	事務所等	事業活動に伴う排出の量 (市役所開庁日)	25.01	23.55	24.09	23.41	-5.31 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠		市役所開庁日を原単位の指標とする。				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		12 パーセント	12 パーセント	12 パーセント	12 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	第5期エコプランに基づき取組を行う（R5年度～R9年度の温室効果ガス排出量について平成25年度比42%削減を目標として設定）					
	令和6年度	第5期エコプランに基づき取組を行う（R5年度～R9年度の温室効果ガス排出量について平成25年度比42%削減を目標として設定）					
	令和7年度	第5期エコプランに基づき取組を行う（R5年度～R9年度の温室効果ガス排出量について平成25年度比42%削減を目標として設定）					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	ノーマイカーデーの実施（コロナ禍により中止している状況）。					
	上記の措置を採用する理由	マイカー通勤者が多く、定期的な実施により習慣化に繋げるため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	市・市民・市民団体・事業者が協力して環境基本計画を推進し、環境保全の普及・啓発に取り組んでいる「城陽環境パートナーシップ会議」に対して、賛助会費および事務局としての支援を行なっている。						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。